

原議保存期間10年
(平成30年12月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙少発第6号、丙生企発第10号
丙地発第4号、丙給厚発第3号
丙捜一発第6号
平成20年2月22日
警察庁生活安全局長
警察庁長官官房長
警察庁刑事局長

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行について(通達)

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号。以下「改正法」という。)は、平成19年6月1日に公布され、本年4月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨、要点及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律を「法」という。

記

第1 改正の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第30号)附則第2条の見直し規定を踏まえ、また、児童虐待が引き続き頻発し、児童が死亡する痛ましい事件も後を絶たない状況にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を更に強化するため、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化等を図るための規定の整備等を行うこととしたものである。

第2 改正の要点

1 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係

(1) 目的(法第1条関係)

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記された。

(2) 国及び地方公共団体の責務等(法第4条関係)

ア 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の

提供体制の整備」と「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」が加えられた。

イ 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされた。

(3) 安全確認義務（法第8条関係）

ア 市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化された。

イ 市町村長又は都道府県の設置する福祉事務所の長は、必要に応じ、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると認めた児童を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされた。

(4) 出頭要求（法第8条の2関係）

ア 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

イ 都道府県知事は、保護者がアの出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとされた。

(5) 再出頭要求（法第9条の2関係）

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

(6) 臨検等（法第9条の3から第10条の6まで関係）

ア 都道府県知事は、保護者が(5)の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとされた。

イ 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続等が定められた。

(7) 児童虐待を行った保護者に対する指導（法第11条関係）

ア 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、同意に基づかない施設入所等の措置（以下「強制入所等」という。）その他の必要な

措置を講ずるものとされた。

イ 児童虐待を行った保護者が、保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

(8) 面会等の制限等（法第12条から第12条の4まで及び第17条関係）

ア 一時保護及び同意に基づく施設入所等の措置の場合にも、強制入所等の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。

イ 都道府県知事は、強制入所等の場合において、アにより面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができるものとされた。また、この命令（以下「接近禁止命令」という。）の違反につき、罰則が設けられた。

(9) 施設入所等の措置の解除（法第13条関係）

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた。

(10) 関係機関等相互の情報提供（法第13条の3関係）

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされた。

(11) 都道府県児童福祉審議会等への報告（法第13条の4関係）

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされた。

2 児童福祉法の一部改正関係

(1) 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2関係）

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないものとされた。

(2) 未成年後見人請求の間の親権の代行（児童福祉法第33条の7関係）

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親

権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた。

(3) 罰則（児童福祉法第61条の5関係）

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者に対する罰金の上限が、30万円から50万円に引き上げられた。

3 その他

(1) 施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法は、平成20年4月1日から施行される。

(2) 検討（改正法附則第2条関係）

ア 政府は、改正法の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

イ 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

第3 運用上の留意事項

法の運用に当たっては、「児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について」（平成12年11月16日付け警察庁丙少発第29号ほか）、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成16年9月21日付け警察庁丙少発第34号ほか）及び「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」（平成18年9月26日付け警察庁丙少発第38号ほか）によるほか、以下の事項に留意すること。

1 臨検等における警察署長に対する援助要請

児童相談所長等から臨検等における援助の求めを受けた警察署長は、改正前の規定に基づく援助の求めと同様に、児童相談所長等との事前協議により、適切な連携と役割分担が実現されるよう、個別事案に即して具体的な援助の内容を判断し、適切な措置を講じること。

なお、警察の行う援助は、児童福祉に関する事務に従事する職員が行う権限行使の補助ではなく、警察官職務執行法その他法令の定めるところによって措置を講ずるものであることに留意すること。

2 立入調査拒否事件に対する適切な対応

保護者による立入調査拒否行為について、都道府県知事等から告発に関する相談が行われる場合は、事件化の可否、事案の緊急性や重大性等を検討し、告発を

受理次第、可能な限り速やかに捜査に着手すること。

なお、児童の安全が疑われる場合は、捜査を契機とした児童の安全の確認、安全の確保の措置をとることに留意すること。

3 接近禁止命令違反に対する適切な対応

都道府県知事が接近禁止命令を行った場合には、警視庁又は道府県警察本部の少年警察部門に対し、その旨の連絡が行われることとされているので、当該連絡を受理したときは、緊急時の対応等について児童が入所する施設、通学する学校等との連携を強化するとともに、接近禁止命令違反を認知したときは、迅速、的確に捜査に着手すること。

4 事例分析

改正法により、国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこととされた趣旨を踏まえ、関係機関と連携して過去に発生した個別の事案の検証を行うとともに、要保護児童対策地域協議会等の場を活用して意見を述べるなど、被害抑止に向け必要な情報交換を行うこと。